

|         |             |             |             |    |                 |              |              |              |              |       |
|---------|-------------|-------------|-------------|----|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 政令市・特別区 | 市<br>20万人以上 | 市<br>10万人以上 | 市<br>10万人未満 | 町村 | 40%以上           | 35~40%<br>未満 | 30~35%<br>未満 | 25~30%<br>未満 | 20~25%<br>未満 | 20%未満 |
| 人 口     |             |             |             |    | 高齢化率（65歳以上人口割合） |              |              |              |              |       |

|       |                               |    |             |
|-------|-------------------------------|----|-------------|
| 自治体名  | 愛知県豊田市                        | 区分 | 単独・直営（一部委託） |
| キーワード | 意思決定支援 計画の策定 自治体と社協の連携 協議体の設置 |    |             |

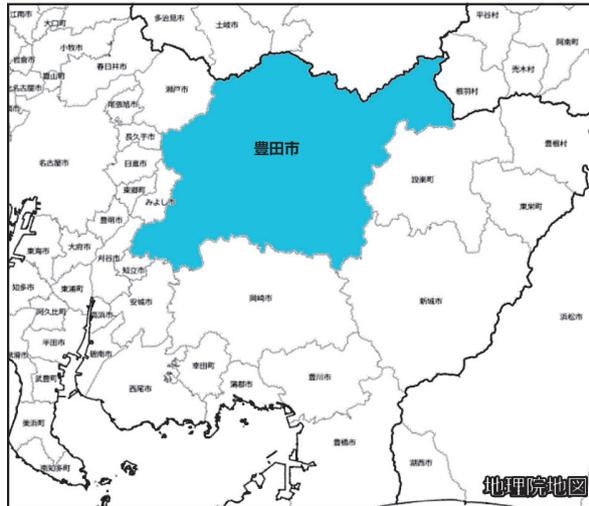
## 世代・対象を問わない意思決定支援への取組

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 人 口             | 425,340人              |
| 面 積             | 918.32km <sup>2</sup> |
| 高齢化率            | 22.6%                 |
| 地域包括支援センター      | 28か所                  |
| 日常生活自立支援事業利用者数  | 99人                   |
| 障害者相談支援事業所      | 10か所                  |
| 療育手帳所持者数        | 3,264人                |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 3,072人                |

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見   | 保佐  | 補助  | 任意後見 |
|--------------|------|-----|-----|------|
| 445人         | 374人 | 53人 | 18人 | 不明   |

(2018年12月末時点)

##### ②市長申立て件数

| 年 度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年<br>(8月末時点) |
|-----|-------|-------|-------|------------------|
| 件 数 | 0件    | 7件    | 23件   | 17件              |
| 内 訳 | 高齢者   | 0件    | 6件    | 19件              |
|     | 障害者   | 0件    | 1件    | 4件               |

##### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(累計) | 後見受任者数 | 法人後見<br>支援員<br>(実働数) | 日常生活自立支援<br>事業生活支援員<br>(実働数) |
|--------------|--------|----------------------|------------------------------|
| 0人           | 0人     | 0人                   | 0人                           |

(2018年12月末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶自治体と社協が連携し中核機関を担う

成年後見制度利用促進や地域共生社会を目指して、総合相談・個別支援などの旗振り役となる「福祉総合相談課」を立上げ。中核機関も社協の成年後見支援センターと豊田市が連携し、3つの機能を担う

##### ▶「成年後見・法福連携推進協議会」で

##### 「豊田市成年後見制度利用促進計画」を協議

行政、社協他関係機関による豊田市成年後見・法福連携推進協議会が計画、検討、評価を実施。2020（R2）年3月に「豊田市成年後見制度利用促進計画」を策定。

##### ▶意思決定支援をサポートする「ポイント集」の発行

地域共生社会を目指して同じく設置された「地域包括ケア企画課」が中心となり、医療・福祉関係者の意思決定支援をサポートするポイント集を作成、そこに権利擁護関係者が加わっている。

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 既存機関の活用  | 計画の策定                     |
| 条例の制定    | 取組<br>定住自立圏域              |
| 支援検討     | アセスメント・<br>窓口周知<br>広報・相談  |
| 調整       | 他制度との連携<br>相談受付の工夫        |
| 市町村長申立   | 受任調整会議                    |
| 市民後見人養成  | 推薦<br>後見人候補者              |
| 法人後見     | 親族申立の<br>相談・支援            |
| 活用       | 補助・保佐の<br>親族後見人支援         |
| 任意後見制度   | モニタリング・<br>バックアップ         |
| 取り扱い     | 個人情報<br>意思決定支援            |
| 連携       | 都道府県等との<br>協議体、合議体<br>の設置 |
| 連携       | 当事者団体との<br>家裁との連携         |
| 不正防止（効果） | 連携<br>専門職団体との             |

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

豊田市における中核機関立ち上げの経過は「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整

備のための手引き」P44-46をご参照ください。

## Ⅲ. 豊田市における体制の特徴について

### 1. 中核機関の体制

地域共生社会に向けて、2017（平成29）年度に「行政組織」、2018（平成30）年度に「社協組織」の機構改革が行われました。

行政組織においては、成年後見制度利用促進や地域共生社会を目指して、総合相談・個別支援などの旗振り役となる「福祉総合相談課」が立ち上がりました。総合相談窓口で高齢、児童、障害等一括して相談を受け、適切な支援につないでいます。

社協組織については、社協内でのネットワークの構築を重要視して、地域福祉推進室として東ねて具体的な実施に取り掛かることができる体制に

機構改革を行い、成年後見支援センター（以下、センター。）は相談支援課に位置付けられました。

具体的な相談の場面で、センターではホワイトボードで相談・申立支援・審判待ち（家庭裁判所に申立てた）・法人後見・後見人支援などの枠に分かれていて、左から右に流れていく形に整理しています。そして、毎朝のカンファレンスで進捗管理の確認を行っています。また、カンファレンス方式は市役所でも市長申立の管理手法として取り入れて、とりこぼしのないようにしています。

地域共生社会に向けた「行政組織」の機構改革



| ～H28 市民福祉部 | H29～ 福祉部  |
|------------|-----------|
| 総務課        | 総務監査課     |
| 地域福祉課      | 地域包括ケア企画課 |
| 介護保険課      | 福祉総合相談課   |
| 障がい福祉課     | 高齢福祉課     |
| 生活福祉課      | 介護保険課     |
| 福祉医療課      | 障がい福祉課    |
|            | 生活福祉課     |
|            | 福祉医療課     |

地域共生社会に向けた「社協組織」の機構改革



●社協内でも縦割りは存在。地域共生社会実現に向けては、社協内でのネットワーク構築も必要だと捉え、主要部門・所属を「地域福祉推進室」として東ね、一体的な実施に取り掛かることのできる体制に。



## ■豊田市における中核機関の位置づけと考え方

第8次豊田市総合計画（H29～）の重点施策の一つとして、超高齢化社会に向き合うため、総合相談窓口と合わせて、成年後見支援センター運営事業も位置づけ、体制整備に努めてきました。

また、豊田市ではセンターと豊田市役所との連携で中核機関の機能を担うと考えています。なお、中核機関の3機能のうち、司令塔機能は豊田市役所、進行管理機能はセンター、事務局機能は両者が担う整理にしています。

## ■豊田市成年後見・法福連携推進協議会による計画、検討、評価

事務局を豊田市福祉総合相談課とセンターが協働して担い、地域の関係者・機関と協力・連携し

ながら、地域の体制をどう確保していくのか等について、組織的な協議・意見交換・情報共有の場として開催しています（H29～年3回程度開催）。

協議会では、センターの運営状況の評価・協議、成年後見制度の利用促進策の検討・協議、司法と福祉の連携による解消すべき課題等に関する検討・協議を行っています。

参加メンバーは、弁護士・司法書士・社会福祉士・医師・医療ソーシャルワーカー・基幹包括支援センター・自立支援協議会であり、行政、社協はともに部長・課長級まで参加しています。成年後見や権利擁護に対する理解、意識の高い参加者が多く、そうしたメンバーによる議論のもと、2020（令和2）年3月に、「豊田市成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

## IV. 豊田市における意思決定支援について

### 1. 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画策定の主旨

豊田市では、2016（平成28）年度に第8次豊田市総合計画を策定し、「超高齢社会への適応」を重点事業として位置付け、国が示す「地域共生社会」・「地域包括ケアシステム」の考え方を踏まえ、独自の「地域共生型社会システム」の構築を目指しています。その中で、豊田市では2025年に想定される課題やニーズに対応するため、地域包括ケアシステムの一環である「在宅医療・介護連携推進事業」について、2016（平成28）年から豊田市在宅医療・介護連携推進事業検討委員会（現・推進会議）を設置するとともに、検討委員会に多職種連携ワーキンググループ・医介連携対応策検討

ワーキンググループ・ICT導入検討ワーキンググループを設置し、必要となる対応策を検討してきました。そして、世代や対象を問わず、在宅で生活をされる市民を支えていくことを念頭に、「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」を2017（平成29）年に策定しました。

さらに、国による意思決定支援の各種ガイドラインが策定され、2019（令和元）年からは、世代や対象を問わない「意思決定支援」をテーマとし、意思決定支援に関するニーズや課題等の把握を進めてきました。

## 2. 意思決定支援に関する検討ワーキンググループの設置と「ポイント集」の発行

「多職種が共通理解の下で在宅療養者等の意思決定を支援できる環境整備」について多くの意見・課題認識があったこと、及び、検討経緯を踏まえ、世代や対象を問わず、在宅で生活する市民の意思決定を支えていくための取組を検討するため、2019（令和元）年度、意思決定支援に関する検討ワーキンググループを設置し、検討を進め、2020（令和2）年には、ポイント集（参考事例集）が発行される予定です。

意思決定支援に関する検討ワーキンググループは、豊田加茂医師会・歯科医師会・薬剤師会、訪問看護部会、ケアマネ部会、豊田市地域自立支援協議会、豊田市成年後見支援センター、基幹包括支援センター、MSW、消防本部（警防救急課）が構成メンバーであり、厚生労働省、法テラス埼

玉法律事務所弁護士がオブザーバーとして参加し、5回開催されました。事務局は豊田市地域包括ケア企画課と豊田地域医療センターが担い、福祉総合相談課が事務局を補佐する形で、地域共生型社会システム構築のためのワーキンググループであることが明確に示されました。8月にワークショップを開催したときには、実際に成年後見人を受任している弁護士等も参加し、垣根を越えた交流がなされました。

ポイント集の趣旨は、豊田市における意思決定支援の目指す姿、専門職等の役割、意思決定支援における配慮事項等を整理して示し、これらが多職種の共通理解として認識されることを目指すとともに、市民が自らの意思に基づいた生活を送れることを目指すものです。

### ■医療・福祉関係者の意思決定支援をサポートする「ポイント集」の位置づけについて

ワーキンググループを数回重ねてきて、意思決定支援の定義や対象範囲についての意見が多かったことから、定義と対象範囲、目指す姿を設定。

#### 【定義】

本人が主体であるという事を明確化。

#### 【対象範囲】

在宅医療の分野では終末期に包括しがちだが、終末期だけではなく、日常生活で意思決定される場合もあり、本人主体というところで多かった意見を踏まえて、医療や福祉など、何らかの支援を受ける全ての人・全ての世帯を対象とした（日本老年医学会の「ACP推進に関する提言」を参考に）。

#### 【意思決定支援の目指す姿】

市民の皆様の意思が適切に反映された生活が全うできるように、土壌を育てながら、色んな関係機関の方が繋がるようにしていく。

## ■医療・福祉関係者の意思決定支援をサポートする「ポイント集」の役割について

### ①共通理解を進めていく事が必要だという裏にあるのは質の向上である

そのため、関係者の方が主体的に取り組める環境を作る。そのための人材を一人でも多く生み出す。ポイント集やツール活用した際に、自分の苦手な点に気づき、主体的に必要な研修会等に参加するなどの人材育成に繋げていく。それにより事業所の側の底上げを図る。

### ②医療・福祉関係者をサポートする参考事例集である

ポイント集は、医療や福祉など専門的な事を包括しがちになるが、「専門書」ではなく、意思決定に関わる際に参考となる視点や事例（現場で培われたノウハウ）を提供する。

豊田市の義務やルールではなく、これまでの経験などに基づくものである。あくまで参考的に使ってもらうツールであることを明確にうたう整理をしている。

### ③意思決定支援は、「過程を蓄積」⇒「本人の意思をつなぐ」ことが重要なポイント

意思決定支援においてポイント集の活用が目的ではない。本人の引き出した意思を確認して記録に残し、多職種と共有・連携して次の展開につなげていくことが重要。

## ■意思決定支援における10項目の心がけについて

ポイント集に、ご本人さんと話すときに、こういう視点で確認をしてもらえたら良いというポイントを「意思決定支援における10項目の心がけ」としてまとめている。

### <1 前提>

- 1-① 本人を抜きにせず、本人が自分らしい意思決定をすることができるよう、チームで支える意識を共有しましょう。
- 1-② 本人・家族・専門職等の意思決定を支えるメンバーでの話し合い、それらの情報の記録、情報共有が円滑に行える環境や信頼関係を構築しましょう。
- 1-③ 支援者間で、本人の意思決定を支える際の目標などを共有しましょう。

### <2 本人の生活情報関係>

- 2-① 本人、本人を良く知る家族・友人等からの情報収集を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境・今後の目標等を把握するよう努めましょう。

### <3 本人・家族等への接遇関係>

- 3-① 本人・家族等が安心できるような環境（態度・時間・場所等）で接しましょう。
- 3-② 本人の意思決定に不当な影響を与えないように、面談・会議等における参加者の構成を工夫しましょう。（利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等）

### <4 本人への情報提供>

- 4-① 本人・家族等に意思決定に必要な情報提供や体験の機会を設けるなど丁寧に説明をしましょう。
- 4-② 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が理解しやすい形で情報が提供され、かつ、意思疎通手段の工夫をしましょう。
- 4-③ 選択肢のある場合、比較のポイント（メリット・デメリット・結果の見通しを含む）や各選択肢の重要なポイントなどを分かりやすく説明しましょう。

### <5 意思決定能力がかなり低下した場合に備えて>

- 5-① 本人が意思を伝えられない場合に備え、本人・家族等と十分な話し合いや情報共有（急変時の救急搬送における本人の希望、本人の意思を推定しうる者の確認、本人にとって何が最善か等）を行うことが大切であることを促し、それらの話し合い等のサポートをしましょう。

#### 担当者より

市役所の中には多くの職員がいる中で、組織を回していくので、キーパーソンとなる職員を上手く見つけることが大事です。そのためには、できるだけ多くの職員と話し、考え方を知ることが必要です。

豊田市という地域全体として何をしていかなければいけないか、その中で、各団体がバラバラに動いていても意味がないので、方向性を合わせながら、それぞれが注力すべき部分をまとめながら、意思決定支援の仕組みづくりに取り組みました。

様々な支援の場で尽力してくださるのは現場の人たちです。どんなサポートをできるのか市役所の立場で考えることが重要です。



#### ■参考URL 連絡先

豊田市福祉総合相談課  
TEL：0565-34-6791

豊田市地域包括ケア企画課  
TEL：0565-34-6787

豊田市成年後見支援センター  
TEL：0565-63-5566

|         |             |             |             |    |                 |              |              |              |              |       |
|---------|-------------|-------------|-------------|----|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 政令市・特別区 | 市<br>20万人以上 | 市<br>10万人以上 | 市<br>10万人未満 | 町村 | 40%以上           | 35~40%<br>未満 | 30~35%<br>未満 | 25~30%<br>未満 | 20~25%<br>未満 | 20%未満 |
| 人 口     |             |             |             |    | 高齢化率（65歳以上人口割合） |              |              |              |              |       |

|       |                            |    |           |
|-------|----------------------------|----|-----------|
| 自治体名  | 三重県伊賀市・名張市                 | 区分 | 広域・委託（社協） |
| キーワード | 親族後見人支援、市民後見人養成・支援、他制度との連携 |    |           |

## 「後見人の集い」による後見人の相互交流の取組

### I. 概 要

#### 1. 自治体概要（2市の合計値）

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 人 口             | 169,607人           |
| 面 積             | 688km <sup>2</sup> |
| 高齢化率            | 16.1%              |
| 地域包括支援センター      | 4か所                |
| 日常生活自立支援事業利用者数  | 271人               |
| 障害者相談支援事業所      | 2か所                |
| 療育手帳所持者数        | 1,574人             |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 1,476人             |

（伊賀市2019年12月31日、名張市2020年1月1日現在）  
（日常生活自立支援事業利用者数は2019（R1）年12月末現在）



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見   | 保佐  | 補助  | 任意後見 |
|--------------|------|-----|-----|------|
| 372人         | 258人 | 84人 | 26人 | 4人   |

(2019 (R1) 年7月時点)

##### ②市長申立て件数

| 年 度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年<br>(8月末時点) |
|-----|-------|-------|-------|------------------|
| 件 数 | —     | —     | 5件    | —                |
| 内 訳 | 高齢者   | —     | 5件    | —                |
|     | 障害者   | —     | 0件    | —                |

##### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(累計)     | 後見受任者数 | 法人後見<br>支援員<br>(実働数) | 日常生活自立支援<br>事業生活支援員<br>(実働数) |
|------------------|--------|----------------------|------------------------------|
| 養成252人<br>登録 12人 | 3人     | —                    | —                            |

(2018 (H30) 年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶身近な地域で本人を支える福祉コミュニティ、 関連制度と連携した権利擁護支援

伊賀市・名張市が伊賀市社会福祉協議会に委託し、「いが地域福祉後見サポートセンター」を整備。社協が取り組んできた福祉コミュニティづくり、法律・医療・福祉分野関係機関との連携、日常生活自立支援事業、困窮者自立支援制度等との事業間連携を活かした権利擁護支援に取り組む。

##### ▶「後見人の集い」等による後見人の相互交流

「伊賀市と名張市で活動している成年後見人が集い、成年後見人同士が日頃の後見活動を語り合い、また、法律・福祉の専門家から助言を受けることもできる場」として、「後見人の集い」を伊賀市・名張市で開催。

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 既存機能の活用  | 計画の策定             |
| 条例の制定    | 取組<br>定住自立圏域      |
| 支援検討     | 広報・相談、<br>窓口周知    |
| 調整       | 相談受付の工夫           |
| 他制度との連携  | 受任調整会議            |
| 市町村長申立   | 後見人候補者<br>推薦      |
| 市民後見人養成  | 親族申立の<br>相談・支援    |
| 法人後見     | 親族後見人支援           |
| 活用       | モニタリング・<br>バックアップ |
| 補助・保佐の   | 意思決定支援            |
| 任意後見制度   | 協議体、合議体<br>の設置    |
| 取り扱い     | 当事者団体との<br>連携     |
| 連携       | 家裁との連携            |
| 連携       | 専門職団体との<br>連携     |
| 不正防止(効果) |                   |

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

| 時 期                | 概 要  |
|--------------------|--|
| 2003 (H15) 年       | 全国社会福祉協議会委託「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業」実施。 <b>Point 1</b> |
| 2004 (H16) 年       | 厚生労働省未来志向研究プロジェクト「福祉後見サポートセンター設立研究事業」実施。                       |
| 2006 (H18) 年<br>8月 | 伊賀市・名張市から伊賀市社協への委託事業として、伊賀地域福祉後見サポートセンターを開設。 <b>Point 2</b>    |
| 2008 (H20) 年       | 「後見人の集い」を年2回開催。  |
| 2019 (R1) 年<br>8月  | 伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として整備。                                    |



### POINT

#### Point 1

制度の周知不足や財源の問題等から、伊賀地域において成年後見制度が十分に活用されていない、福祉的な支援が必要な人に適した成年後見人等の確保が進んでいない等の課題が明確になりました。

一方で、必要な支援を担う第三者後見人としての専門職が不足していることもわかりました。

#### Point 2

伊賀地域福祉後見サポートセンター設置趣意書には、伊賀市、名張市、伊賀市社協、名張市社協の連名により、センターの主な機能として以下を挙げています。

- ①成年後見制度利用支援
- ②福祉後見人材バンク
- ③後見人サポート
- ④啓発・研修
- ⑤法人後見支援

①について、成年後見制度を必要とする人、申立をしようとする人に対し、制度を利用しやすく

するための業務を行っています。

②に関し、伊賀市または名張市の日常生活自立支援事業生活支援員養成研修の修了者を対象に、将来、伊賀地域で福祉後見人（市民後見人）として活動できる方を育てていくこと、成年後見制度の啓発を目的として2006（H18）年度より「福祉後見人養成研修」を行っています。

研修修了後、成年後見制度に関する活動（生活支援員、法人後見の協力員等）、面接を経て後見人候補者として登録（家庭裁判所への推薦）が可能となります。

#### なぜ、2市でセンターを整備したのでしょうか？

センター設置には一定の行政規模が必要という判断から、伊賀地域（伊賀市・名張市）での設置となりました。

当時、伊賀市社協が地域福祉権利擁護事業（現日常生活自立支援事業）の基幹的社協であり、裁判所支所の管轄圏域とも一致しています。



### Ⅲ. 伊賀市・名張市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

伊賀市・名張市の2市が福祉後見サポートセンターを伊賀市社協に委託しており、2019（R1）年8月から中核機関に位置づけています。

センターの業務としてサポートセンターの「運営委員会」と関係者の「ネットワーク」の2層構造をとっています。

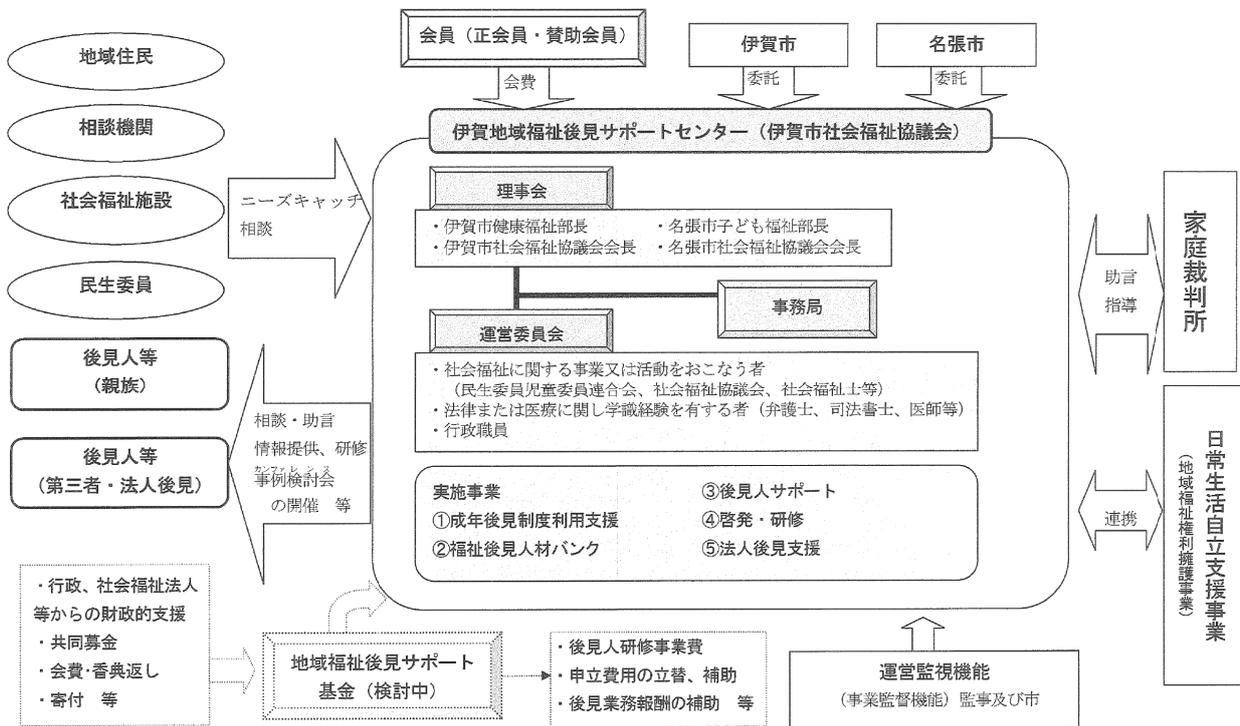
伊賀市、名張市ともに、全世代型の総合相談窓口の体制を整備しています。そのため、包括などの身近な相談機関における地域ケア会議等で検討

されたケースを中核機関につなぐ仕組みがあります。

名張市の地域包括支援センターと中核機関にて、定期的の方針の検討・専門的判断に関する検討会を開始しています。

また、伊賀市社協では、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業（日自）を行っています。特に日自については中核機関と同じ課内の事業であり、日自から成年後見制度へつなぐ場合はスムーズな連携が図られています。

伊賀地域福祉後見サポートセンター組織図（平成28年4月現在）



## 2. 後見人の集い

センターでは、平成20年度より「後見人のつどい」を年2回、伊賀市・名張市にて開催、親族、市民（福祉後見人）、専門職、法人の属性を問わず、成年後見人等を受任した人が参加しています。

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。

弁護士や社会福祉士等の専門職が、親族後見人や市民後見人等が日々後見活動が続けていく中で、わからないこと、不安に感じること等の相談にも応じる場となっています。



「後見活動の不安や悩みを解消したい・・・」  
「後見人の仲間をつくりたい・・・」  
「専門家の助言がほしい・・・」

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。当日は、弁護士や社会福祉士等が、日々、後見活動が続けていく中で、わからないこと、不安に感じること等の相談にも応じます。日頃後見活動をされている方、ひとりで不安に感じている方、仲間づくりをしたい方、参加をお待ちしております。

【日 時】 2020年2月20日（木）13:00～15:00  
【場 所】 上野ふれあいプラザ 3階 視聴覚室（伊賀市上野中町2976番地1）※裏面地図  
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関等のご協力ください。  
【対象者】 後見人もしくは被後見人が伊賀市・名張市の方  
【申込み方法】 2月14（金）までに、下記までお申込みください。  
【申込み・問合せ先】 伊賀地域福祉後見サポートセンター  
〒518-0869 伊賀市上野中町2976-1  
上野ふれあいプラザ3階（伊賀市社会福祉協議会内）  
☎0595-21-9611 / FAX0595-26-0002  
✉kouken@hanzou.or.jp

参加費 無料

参加申込書

|                                     |                                |        |            |
|-------------------------------------|--------------------------------|--------|------------|
| 申込者（後見人）                            | ふりがな                           |        |            |
| 氏名                                  | 〒                              |        |            |
| 住所                                  |                                |        |            |
| 電話番号                                | 生年月日                           | T・S・H  | 年 月 日      |
| 被後見人（ご本人）との関係                       | 親 ・ 子 ・ 兄弟姉妹 ・ 親族 ・ 第三者        |        |            |
| 被後見人類型                              | 補助 ・ 保佐 ・ 後見                   | 活動開始時期 | 平成 年 月 頃より |
| 被後見人の状況                             | 在宅（同居・別居） ・ 施設入所 ・ 入院 ・ その他（ ） |        |            |
| ◆後見活動を行っているなかで、何か聞きたいことがあればご記入ください。 |                                |        |            |

### 担当者より

権利擁護支援を通じて、詐欺や消費者被害など様々なニーズがみえます。解決のための仕組みがあれば、結果として市民にメリットがあります。

市民や金融機関、医療機関等に制度が浸透していくよう、周知・啓発に力を入れたいと考えています。



### ■参考URL 連絡先

伊賀市役所健康福祉部介護高齢福祉課  
TEL：0595-22-9634

名張市福祉子ども部 地域包括支援センター  
TEL：0595-63-7833

伊賀市社会福祉協議会  
伊賀地域福祉後見サポートセンター  
TEL：0595-21-9611

URL：<http://www.hanzou.or.jp/service/kenriyogo/>



## 専門職の活用

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
専務理事 西川浩之

地域連携ネットワークと中核機関の機能のうち、いわば上流部分にあたる広報機能・相談機能の充実のためにも、もちろん専門職の適切な関与は欠かせない。しかし、それ以上に、中流・下流部分に相当する成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の整備・拡充には、権利擁護の実務に精通した複数の専門職の参画が絶対条件となる。今後の地域連携ネットワークと中核機関の機能の整備・充実を見据えれば、中核機関には、個々の専門職の個人としての関わりだけでなく、専門職団体の組織としての関与・参画が求められている。そのために専門職団体としても、個々の専門職がひとつ一つの案件に関与するだけにとどまらず、組織として「3つの検討・専門的判断」（「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」19ページ）を中心とした地域連携ネットワークと中核機関の機能の充実のために協力をする体制を整えている。

中核機関の機能の整備等について先駆的取組を行っている地域では、既に何らかの形で地元の専門職団体との連携関係構築の足掛かりができていると思う。しかし、これから中核機関の機能の整備に本格的に取り組もうという地域（市町村）では、まだ地元の専門職団体の窓口さえ分からないという担当者も少なくないだろう。現時点で地元で日常的に連

絡を取り合える関係の専門職がないという地域においては、手始めに、専門職団体に対して研修会の講師等の派遣を依頼・要請していただくことを検討していただければ幸いである。専門職団体としても、そのようなオファーがあれば、依頼元の地域の特性や与えられたテーマ等に応じて適任者を担当会員として推薦・派遣するので、まずはそれをきっかけに、その担当会員との協働を発展させる形で、今後の組織間の継続的な連携関係の構築につなげたい。最終的には、組織としての専門職団体が中核機関の運営や機能の充実に関わる体制を構築することが望ましいが、まずは地元の個別の専門職との間で気軽に相談・依頼ができる関係（というところまで一気にいかななくても、最初は随時話・雑談ができる関係でよいと思う）を作っていただくとことから始めた方が、ゴールへの近道ではないかと思う。

ところで、市町村（行政）や中核機関にとって専門職団体との連携でネックになりうるのは、専門職の偏在と、専門職団体が必ずしも市町村・中核機関の区域ごとにあるわけではないということだろう。例えば、司法書士会の会員は全国に約2万2000人いるが、そのうちリーガルサポートの会員（後見人等候補者名簿登載者）は約8000人であり、4割に満たない。司法書士は、裁判所や法務局に

---

提出する書類の作成（訴訟や登記の手続の支援）を中心業務としてきたため、裁判所や法務局の所在地にはほぼ満遍なく存在しているが、裁判所や法務局の所在地の司法書士は、訴訟や登記の仕事に忙殺され、成年後見業務は受託していないという者も一定数いる。また、後見開始の申立書の作成等の業務は、依頼があれば受けているが、後見事務は受託していない、という司法書士は、必ずしも成年後見や高齢者、障害者等の権利の擁護の実務に精通しているわけではない。

そして、上記のとおり、司法書士は、裁判所や法務局に提出する書類の作成を中心業務としてきたため、司法書士会も全国の法務局・地方法務局の所在地（＝裁判所の所在地）ごとに置かれている。リーガルサポートは全国で一つの法人であるが、司法書士会の所在地ごとに支部があり、会員の推薦、指導監督等の事業は、普段は支部単位で行っている。そのため、司法書士会（リーガルサポートの支部）の事務局の所在地（＝法務局等の所在地≡県庁所在地）以外の市町村や中核機関にとっては、専門職団体が、必ずしも目に見える、あるいは地元で密着した存在になっていないケースもあるのではないかとと思われる。

しかし、多くの司法書士会には、会の中にいくつかの支部があり（多くの場合、支部の区域は法務局等の支部又は出張所の管轄を基準に定められている。）、リーガルサポートの支部内には、司法書士会の支部と同様の区域ごとに「地区」「ブロック」等の組織がある。そして司法書士は、基本的にはその「地区」等の会員として日々の活動をしている。したがって、皆さんの地元で、窓口としての司法書士会の事務局がなくても、いわば目に見えない形で、司法書士会・リーガルサポート（支部）の「地区」等の組織の機能が必ずあるので、まずはその「地区」等の役員となっている主な司法書士（できれば1人ではなく数人）を一次的な連携の窓口として、その司法書士と日常的に連絡を取り合える関係を築くところから始めることをお勧めしたい。



## 地域連携ネットワークと社会福祉士

ふるい後見事務所  
社会福祉士 古井 慶治

専門職団体は、地域連携ネットワーク活動の中心的な担い手として期待されている。社会福祉士は名称独占の資格で、各都道府県に社会福祉士会がある。社会福祉士会への入会は任意で、私が所属する静岡県では、登録者の約25%が会員である。会員は、入会時に倫理綱領を遵守することを誓約しており、更に一定の基本的研修と成年後見の専門研修を修了した者が「ぱあとなあ」名簿に登録される。

中核機関の体制整備に向けて、社会福祉士(会)には、①権利擁護支援の必要性や適切な支援内容の検討時にソーシャルワークの視点を活かした助言、②受任調整において社会福祉士の後見人等候補者の推薦、③後見人等やチーム支援の際の専門的助言などが求められている。

これまで社会福祉士会は、家庭裁判所等からの依頼に応じて多くの後見人等を推薦し、後見人等受任者の支援を行ってきた。今後は、後見活動で培ってきた身上保護の視点や、受任調整・受任者支援の経験を活かして、各地域の中核機関に協力できるよう体制整備に取り組んでいこうとしている。しかし、地域によって、取り組み状況が異なることもあるので、社会福祉士会の状況を尋ねたり、地域で後見活動をしている社会福祉士と情報交換できる関係づくりから始めることも一案である。

連携やネットワークは、個人と個人の繋がりにから発展していくことが多い。

先駆的に中核機関等の体制整備を行ってきた自治体においても、「あの人がいたから」「個人的ネットワークのおかげ」という声をよく聴く。しかし、中核機関として機能していくためには、「個人と個人の繋がり」から「組織と組織の連携」へと発展していく必要がある。

ネットワークづくりでは、「顔の見える関係」が大切と言われる。これは、メンバー間の「顔と名前を知り合う」ことから関係づくりが始まることを指している。「顔の見える関係」に留まらず、「お互いの活動(業務)内容を理解している」や、「お互いに協力可能な範囲を具体的にイメージして共有できる」関係へと深化していけば、中核機関の体制に求められる「組織と組織の連携」に発展できるのではないだろうか。

## 自治体・中核機関と専門職団体との連携

各地域において、権利擁護のための地域連携ネットワークを構築していくには、専門職との連携が欠かせません。自治体・中核機関と専門職団体との連携に向けて、日本弁護士連合会（弁護士会）、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（司法書士会）、日本社会福祉士会（社会福祉士会）からのメッセージをご紹介します。

### 日本弁護士連合会（弁護士会） 亀井真紀

全国各都道府県に1つ以上の弁護士会があります（東京は3つ、北海道は4つ）。弁護士は必ず事務所所在地のある弁護士会及び全国で組織される日本弁護士連合会に加入しなければなりません。後見制度が発足後約20年の間に、様々な課題、特に不祥事問題を経て、現在ほとんどの単位会では、弁護士の中でも一定の研修その他単位会が定める要件を充たした者のみ後見人業務を行えるように、名簿制度を作っています。勿論、単純に財産管理を行うだけではなく、権利擁護の担い手であることを自覚し、虐待、自治体との連携、意思決定支援等様々なメニューの研修を各地で提供し、互いに研鑽を積めるよう努力をしています。後見業務は弁護士というだけで誰でもできる業務ではもはやなく専門分野のひとつとなっています。そういう中で、全国各地で、弁護士が地元の自治体、各種団体、福祉関係者等と大なり小なりの会議や打ち合わせを適宜行い、個別案件の対応は勿論、制度・運用の確立に尽力しています。弁護士と

いうと敷居を高く感じてしまう方もいるかもしれませんが、直接顔を会わせて頂ければそのような垣根は吹っ飛ぶと信じています。利用者にメリットを感じて頂きたい、いい制度にしていきたいという気持ちは同じです。どうかお気軽にお声かけ下さい。

### 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート（司法書士会） 矢頭範之

当法人は、全国都道府県それぞれに50の支部（北海道は4支部）を設置し、各地の司法書士会と連携して成年後見に関する事業を行う、主に司法書士を会員とする一つの法人です。当法人の事業は①研修及び会員指導監督に関する事業、②法人後見及び法人後見監督に関する事業、③成年後見制度の普及や啓発等に関する事業の3つです。特に①研修と会員指導監督を最重要事業として位置づけており、会員が受任する後見・後見監督について業務報告を受け、支部が精査し、必要に応じて会員に対して指導監督及び支援を行っております。当法人の会員のすべてが「後見の



